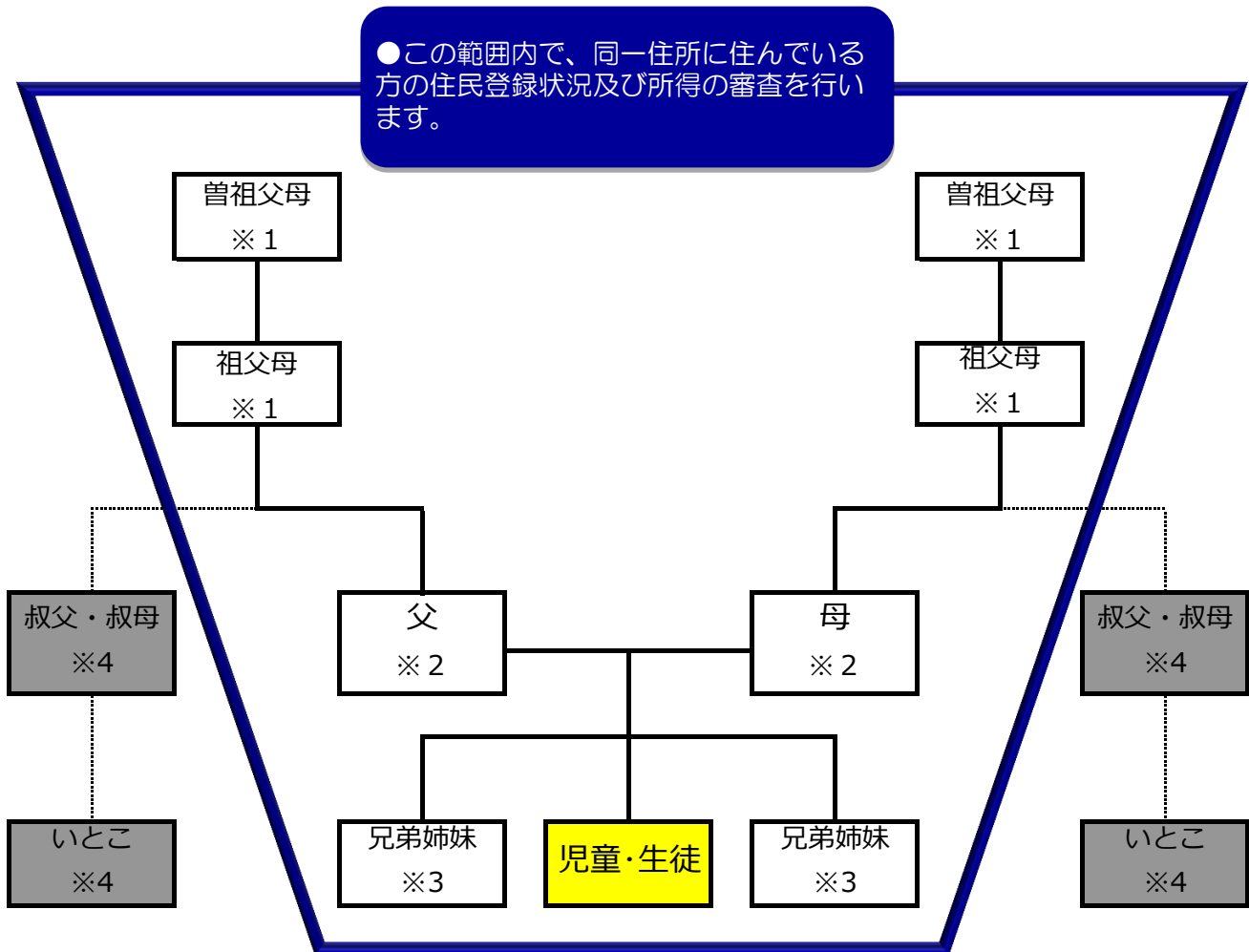


## 所得審査の対象範囲



※1…同一住所で世帯分離している場合、光熱水費の領収書などの添付により生計が別であることを証明できる場合は、当該別世帯は審査の対象外となります。  
添付がない場合は同一生計と見なし、審査の対象となります。

※2…父または母が単身赴任をしている場合も、審査の対象に含めます。  
市内に住所を有していない場合は、その父または母の住民票及び所得証明書が必要です。

※3…別居している場合でも、学生であれば、審査の対象に含めます。  
市内に住所を有していない場合は住民票（及びアルバイト等収入があれば所得証明書）が必要です。

※4…叔父、叔母、いとこなど枠外にあたる方が同居している場合であっても  
扶養義務者ではないので審査の対象には含めません。